

## 令和 5 年度及び 6 年度「宮城県生活交通確保維持改善計画」について

## 1 「令和 5 年度宮城県生活交通確保維持改善計画」事業の実施状況の確認及び評価について

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 3 条第 5 項の規定に基づき、株式会社ミヤコーバスが、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで実施した「令和 5 年度事業」の実施状況の確認及び評価を、毎年度国の指定様式により実施しているもの。
- ・ 令和 5 年度第 3 回宮城県地域公共交通活性化協議会（書面開催）にて御協議させていただき、委員全員から御承認いただいた。
- ・ なお、委員 1 名及び補助対象系統の沿線 1 市町からいただいた御意見を反映し、国に報告した事業評価は、資料 1-2 のとおり。

## 2 「令和 6 年度宮城県生活交通確保維持改善計画」の一部変更について

実施主体 ミヤコーバス株式会社

- ・ 令和 6 年度事業のうち 2 台の導入時期を令和 6 年 4 月から令和 6 年 3 月に、残り 4 台を令和 6 年 4 月から令和 6 年 5 月に変更したことに伴い、令和 6 年度以降の減価償却費を変更するもの。
- ・ また、令和 7 年度事業のうち 2 台の導入時期を令和 7 年 2 月から令和 6 年 12 月に、令和 8 年度事業のうち 2 台の導入時期を令和 8 年 9 月から令和 8 年 1 月に変更するとともに、残り各 4 台の納車月を事業者の車検月の平準化を図るために調整するもの。

## 【計画額の変更】

|    | 変更後        | 変更前        |
|----|------------|------------|
| R6 | 43,143 千円  | 43,643 千円  |
| R7 | 45,829 千円  | 39,629 千円  |
| R8 | 45,529 千円  | 40,809 千円  |
| 合計 | 134,501 千円 | 124,081 千円 |

- ・ なお、国に提出した同計画は、資料 1-3 のとおり。

## 【参考】

上記 2 は、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」2(1)ア「地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について」に基づく「軽微な変更」にあたり、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第 9 条第 1 項(第 18 条の規定により準用する場合を含む。)の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱っている。

## (軽微な変更)

- ・ 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の 10%以内又は1回以内の増減
- ・ 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・ 各補助対象系統のキロ程(デマンド型にあってはサービス提供時間)の10%以内の増減
- ・ 地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減